

江戸川区中間検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、適性かつ効率的な工事の施工の確保及び技術的水準の向上を図るため実施する中間検査(江戸川区工事検査要綱(平成22年4月1日改正。以下「検査要綱」という。))第2条第3号に規定する中間検査をいう。)について必要な事項を定めるものとする。

(中間検査の実施)

第2条 中間検査は検査員が実施するものとし、工事主管課長又は総務部用地経理課長(以下「用地経理課長」という。)が検査要綱第6条の規定に基づき中間検査を必要と認めるときは、遅滞なく中間検査を行うものとする。

2 中間検査の実施は、原則として、完了、既済部分検査時期及び当該工事の主要工種を考慮して行うものとする。

3 中間検査の実施回数は、原則として、当初予定価格が1億5千万円未満の工事においては1回程度、1億5千万円以上の工事においては2回程度行うものとし、既済部分検査はこれを兼ねることができる。なお、工事内容や規模、施工上の重要な変化点の有無等に応じて実施回数を増減できる。

(中間検査の対象)

第3条 中間検査の対象工事は、次に定めるものとする。

(1) 予定価格が4,500万円以上かつ工期が6箇月(工事实日数120日)以上の工事

(2) 前年度の施工工事において、江戸川区請負工事成績評定事務要綱(平成24年4月1日改正。以下「評定事務要綱」という。)の規定に基づき評定した点数が、65点未満の工事が1件以上あった請負業者との間において契約を締結した工事

(3) 江戸川区施工能力審査型総合評価方式の取扱要綱(令和5年4月1日改正)により入札を行った工事

(4) 工事主管課長又は用地経理課長が特に必要と認める工事

(5) 工事請負契約書第26条第1項第2号及び第3号の規定に基づき、工事の施工中でなければその検査が不可能又は著しく困難その他課長が必要と認める工事

2 前項第1号及び第3号に規定する工事で工事成績条件付希望型指名競争入札実施要領第5条(令和元年7月1日改正)に基づく上位業者が契約を締結した工事及び簡易な維持修繕工事等については、中間検査を省略することができるものとする。

(中間検査の立会い)

第4条 中間検査の立成いは、工事検査要綱第7条の規定に定めるところにより行うものとする。

(中間検査の方法)

第 5 条 中間検査の方法は、工事検査実施要領 に基づき、契約図書・施工計画書 (施工体制台帳を含む。) 、工程管理、工事打ち合わせ関係、品質管理、出来形管理、工事写真、出来高、性能、出来ばえ等について検査するものとする。

(対象工事の指定及び特記仕様書)

第 6 条 第 3 条第 1 項第 3 号に規定する工事を除き、中間検査の対象となる工事は特記仕様書により指定するものとする。

(給付関係)

第 7 条 中間検査は、江戸川区契約事務規則 (令和 4 年 3 月江戸川区規則第 31 号) 第 56 条の規定に基づく給付の内容等に関する検査の対象としない。ただし、同一の時期に既済部分検査を実施する場合は、中間検査を兼ねることができるものとする。

(中間検査、完了検査、既済部分検査との関係)

第 8 条 中間検査により確認した部分については、完了検査及び既済部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や請負者の管理状況等から再度の確認が必要な場合は、この限りでない。

(検査の報告等)

第 9 条 検査員は、中間検査の結果について、中間検査報告書 (正) により課長に報告するとともに中間検査報告書 (副) により工事主管課長に通知するものとする。

(工事の手直し指示等)

第 10 条 工事の手直しは、検査要綱第 9 条に定めるところによる。

(工事成績評定への反映)

第 11 条 工事主管部及び検査主管部は、評定事務要綱に基づき検査結果の評定を行うものとする。

(評定の報告)

第 12 条 工事主管課長は、評定事務要綱第 5 条第 2 項の規定に基づく報告書を、用地経理課長へ提出するものとする。

(委任)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、中間検査に必要な事項は、別に総務部長が定める。

(調整)

第 14 条 この要領の施行に関し必要となる調整等の事務は、用地経理課長が行う。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

改正経過 平成 30 年 7 月 1 日

令和 5 年 10 月 1 日

(中間検査試行要領の廃止)

- 2 中間検査試行要領 (平成 21 年 4 月 1 日施行) は、廃止する。

中間検査要領細目

第1条 総 則

この細目は、江戸川区中間検査要領に基づき必要な事項を定めるものとする。

第2条 検査の対象

要領第3条第2項に規定する中間検査を省略することができる簡易な維持修繕工事等とは、下記の工事である。

- ・ 請書、年契工事。
- ・ 施設内の改装工事。
- ・ 工場製作機器の据付及び調整のみを主とする工事。

第3条 検査の指定及び特記仕様書

請書、年契工事を除く全工事に中間検査対象工事の特記仕様書を添付し、契約条件とする。

第4条 一部しゅん工検査の取り扱い

工事請負契約書第35条に規定する一部しゅん工に伴う検査は、指定部分の完了検査に相当するため、要領第2条第3項に規定する原則として行う中間検査の実施回数に含めない。

第5条 評定を行う中間検査

要領第11条に規定する評定を行う中間検査は下記の通りとする。

- ・ 要領第2条第3項に規定する原則として行う中間検査。
ただし、要領第3条第1項第4号及び第5号に基づく中間検査は検査内容により評定を省略できる。
- ・ 既済部分検査兼中間検査
- ・ 工事主管課長又は用地経理課長が評定を必要と認めた中間検査